

NPO法人
を取り巻く環境講座

活動にかなう法人形態は



NPO法人を取り巻く環境講座第2回を2月22日、市勤労青少年ホームで開催しました。

このたびの講座は「設立するならどれ？知っておきたい法人格の基礎知識」と題して男鹿市の行政書士三木茂さんが講師を務め、「そもそも法人とは」「なぜ法人を設立する必要があるのか」「営利法人と非営利法人」「各法人（株式会社・合同会社・NPO法人・一般社団法人）の特徴」「各法人の一般的な設立手続き」について学びました。

「営利法人と非営利法人」では、「非営利」とはボランティアやお金を儲けないことではないと誤って認識しやすい点に触れた上で、営利法人が利益を株主等の出資者に還元するのに対し、非営利法人は利益を法人の活動のために使うという違いを説明しました。

また、法人の設立を経験された方からの話題提供として、昨年5月に設立した一般社団法人秋田白神コミュニケーションセンターの代表理事後藤千春さんと昨年11月に設立した特定非営利活動法人ミライ10理事長大塚満彦さんからお話をうかがいました。

どのような理由で法人形態を選んだかの質問について、後藤さんは「短期間で少ない資金で開業でき、その上社会的信用度が比較的高い。利益の分配をする必要性よりも公益性とか地域への貢献度を優先させた」、また大塚さんは「できるだけ多くの人に協力してもらえようようにわかりやすさで選んだ」と答えていました。

センターからのお知らせ

新しいライフスタイル“プロボノ”であなたの社会貢献を

プロボノとは、社会人が自らの専門知識や技能を生かして参加する社会貢献活動のことで、ラテン語の「Pro bono publico（公益のために）」からきています。

もともとは、弁護士など法律に携わる職業の人々が無報酬で行う、ボランティアの公益事業あるいは公益の法律家活動を指していましたが、現在では、法律分野に限らず各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般をいうようになってきました。

プロボノはボランティア活動の一形態として、社会人が仕事を続けながら、またその仕事を通して培ったスキルやノウハウを提供するということから、参加のハードルが低く、継続しやすいというメリットがあります。また、支援する側もプロボノ活動を通して幅広い社会参加の機会を得られ、同時に自身のスキルアップも図れるという点から、世界中で社員にプロボノ参加を促す企業が増えています。

NPO法人あきたパートナーシップがNPOの活動を支援するNPOとして事務局を務める「プロボノ秋田」は、スキルを持った専門家とNPOとのマッチングを支援しています。新たに、シニア層のプロボノ活動参加を推進しています。シニアの力をNPOで活かしてみませんか！

お問合せはNPO法人あきたパートナーシップ（TEL.018-829-5801）へ。



このほど秋田県が発行したNPOのためのガイドブック『NPOの便利帳 2013』から「入門編」と「法人設立編」を取り上げ、NPOに関する基礎知識についてシリーズでお伝えしてきました。今回は「実践編」からとなります。「Q9【実践編】NPO法人は儲けてはいけないのですか？」です。

NPO法人の活動の範囲や目的についてはNPO法に細かく規定されています。

①収益事業も可能です

NPO法の中にはNPO法人に関するいくつかの定義が書かれていますが、その中に「営利を目的としないこと」と書かれています（法第2条第2項第1号）。ですから、営利を目的としないけれど収益をあげるということは可能です。ただし後に述べる「使い方」には注意が必要です。

②税金が課せられます

また、NPO法で、NPO法人は「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」を行うことができるとされています。ただし「その他の事業」は「当該特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うことができる」とも書かれています（法第5条第1項）。この「特定非営利活動に係る事業」でも「その他の事業」でも収益事業を行うことが可能ですが、この収益事業を行った場合には国税（法人税）や地方税（事業税・法人住民税）等がかかってきます。

③分配してはいけません

収益をあげた結果、NPO法人で使えるお金が増えたとします。するとそのお金の使い道が問題になります。正当な経費や報酬や給与は認められますが、収益を会員や理事等で分けることはできません。分配しないことが非営利ということになります。

④収益は何に使うの？

「特定非営利活動に係る事業」で得た収益は必要な経費を除いたのち、自分たちの目的を達成するための活動に使います。

また、「その他の事業」で利益を生じた場合は、これをその法人の「特定非営利活動に係る事業」のために使用しなければなりません（法第5条第1項）。

収益事業ってなに？

収益事業とは、販売業、製造業その他の政令（法人税法施行令第5条第1項）で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう（法人税法第2条第13号）。

課税対象となる収益事業は次の34業種です。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業。

能代市市民活動支援センター主催・共催事業のご案内

のしろ市民活動いろは塾第10回 地域や時事課題についての教養講座
新たな伝統をつむぎ地域を結ぶ浜田獅子舞30年のあゆみ

昭和58年5月26日に発生した日本海中部地震では、震源地に近い秋田県北部海岸に大きな津波が押し寄せて甚大な被害をもたらしました。被害のつめ跡が残り地域に沈んだ雰囲気漂う中、当時の八竜町浜田地区では青年会とそのOBが復興への願いを込めて、翌年の元旦に見よう見まねで獅子舞を披露しました。以来、毎年行われ地域の風物詩として定着、今年で浜田獅子舞愛好会結成30周年を迎えました。

人口減少時代に地域のまとまりや活力をどう維持していくのかを考える契機として、これまでの活動を振り返っていただくとともに今後の展開について語っていただきます。

日時：3月15日（土）13:30～15:00 場所：能代市勤労青少年ホーム 講師：浜田獅子舞愛好会会長 牧野勝精氏 浜田獅子舞愛好会…昭和59年1月1日に初めて獅子舞を披露してから、今年で30周年を迎えた。毎年元旦の朝から夕方までにかけて、250世帯もの家々を練り歩いて無病息災、招福などを祈願する勇壮な舞を披露して地域住民に親しまれている。小正月には、竹のやぐらの中に住民が持ち寄った正月飾りなどを納めて焼き、年の災難を払う「浜田どんと焼き」を主催している。現在の会員数は約50人。 対象：どなたでも 参加費：無料

